

入札公告（説明書）

令和8年10月30日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 加藤 健治

【調達機関番号417】

次のとおり公募型プロポーザル方式による調達案件について公告します。

なお、本調達案件については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下、「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本調達案件に参加する者は、共通入札公告4-2-1. に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	秋田自動車道 横手北～大曲間道路詳細設計 【品目分類番号42】
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書（案）』または『金抜設計書』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 東北支社長 加藤 健治
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 東北支社 技術部 調達契約課 【所在地番号04】 （住所）〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 J R 仙台イーストゲートビル12階 （電話）022-395-7641 （電子メールアドレス）ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札または郵送入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本調達案件においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：本書2-18. に示すとおり
1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと

1-13	その他	特記事項なし
------	-----	--------

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書2-3. に示す「参加表明書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年11月16日まで
2-3	参加表明書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和8年11月16日 16時00分まで ※共通入札公告4-3-1. 及び4-3-5. ～4-3-11. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>[郵送入札の場合] 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 参加表明書様式1 (2) 参加表明書様式2 (3) 参加表明書様式3 (4) 担当者連絡先届</p>
2-4	技術提案書の提出者の選定及び提出要請日	令和8年12月17日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。
2-5	非選定通知にかかわる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から7日（休日を含まない。）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和9年2月15日 16時00分 ※共通入札公告4-3-8. ～4-3-11. に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄に、技術提案書に必要な書類一式を添付し提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、以下に示す1) 又は2) の手続きにより提出すること。 1) 事前に電子メールアドレスを登録のうえ（入札者に対する指示書冒頭の「お知らせ」参照）、電子メールにより提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、技術提案書様式1のみを添付し提出すること。 2) 入札者に対する指示書の様式1「郵送提出について」を作成し、技術提案書に必要な書類と共に書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により2部提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、様式1「郵送提出について」のみを添付すること。 [郵送入札の場合] 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和9年2月24日から令和9年3月17日までを予定</p> <p>【実施場所】 NEXCO東日本 東北支社 会議室 又はWeb会議システム</p>
2-8	技術提案書の特定通知日	<p>令和9年4月8日を予定 ※技術提案書の特定者に選定しない場合は、非特定通知書を送付します。</p>
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	<p>非特定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで</p>
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和9年2月15日 16時00分 ※参考見積書の提出対象者は、技術提案書の提出者のみとする。</p> <p>【提出先】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。提出部数は1部とする。</p>

2-11	参考見積書に関する 問い合わせ期間	令和9年2月24日から令和9年3月17日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出 期限	<p>【提出期限】 令和9年3月23日 16時00分</p> <p>【提出先】及び【提出方法】 本書2-10. に示す参考見積書の提出場所、提出方法と同じ。</p>
2-13	見積書の提出期限	<p>【提出期限】 特定した見積者に別途通知する。 ※共通入札公告4-5. に示す見積合わせに関する事項を十分に確認の うえ提出すること。</p> <p>また、共通入札公告4-4-1. イに示す内訳明細書についても見積書と 併せて提出すること。</p> <p>※内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見 積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。 (金抜設計書様式のとおりに)</p> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札 システムにより提出すること。 [郵送入札の場合] 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[14]に従い、次の提出 書類を同封のうえ書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細 は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通 郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 見積書 (2) 内訳明細書(※Microsoft Excelにより提出すること。郵送入 札の場合はCD-Rと出力書面の両方を提出すること。)</p>
2-14	見積日時	特定した見積者に別途通知する。
2-15	見積執行場所	本書1-4. に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和9年1月29日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	本調達案件においては非該当

業務名		秋田自動車道 横手北～大曲間道路詳細設計																																						
調達手続の概要	競争契約の方法	公募型プロポーザル方式																																						
	落札者の決定方法	自動落札方式																																						
	見積活用方式の対象	有																																						
	評価値の算出方法	-																																						
	入札ボンド	対象外																																						
	履行ボンド	対象																																						
	審査時期	事前審査																																						
		以下に示す業種区分の「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。																																						
競争参加要件	業種区分	道路設計																																						
	審査基準	審査基準日において、平成23年4月1日以降に、公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下、「元請」という。）として完成及び引渡しが完了した業務において次に示す同種業務の実績を有すること。																																						
		※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。																																						
	競争参加者に求める事項	業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（業務データ）で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td><td>道路</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>道路</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本（予備・概略）設計		道路	道路	実施（詳細）設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本（予備・概略）設計		道路	現道拡幅	実施（詳細）設計		道路	現道拡幅	施工計画											
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																					
道路	道路	基本（予備・概略）設計																																						
道路	道路	実施（詳細）設計																																						
道路	道路	施工計画																																						
道路	現道拡幅	基本（予備・概略）設計																																						
道路	現道拡幅	実施（詳細）設計																																						
道路	現道拡幅	施工計画																																						
競争参加要件	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																						
	同種業務実績	平成23年4月1日以降に、元請として完了及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																						
		業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（業務データ）で次のいずれかのデータ登録を行っている業務において技術者情報に登録されている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td><td>道路</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>道路</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr> <tr> <td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本（予備・概略）設計		道路	道路	実施（詳細）設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本（予備・概略）設計		道路	現道拡幅	実施（詳細）設計		道路	現道拡幅	施工計画											
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																					
道路	道路	基本（予備・概略）設計																																						
道路	道路	実施（詳細）設計																																						
道路	道路	施工計画																																						
道路	現道拡幅	基本（予備・概略）設計																																						
道路	現道拡幅	実施（詳細）設計																																						
道路	現道拡幅	施工計画																																						
競争参加要件	技術者資格	次に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者であること。																																						
		イ																																						
		1 技術士 総合技術監理部門 建設－道路																																						
		2 技術士 建設部門 道路																																						
		3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1																																						
		ロ																																						
		4 国土交通省登録技術者資格 道路 計画・調査・設計																																						
		5 RCCM 道路																																						
		6 土木学会認定土木技術者 特別上級土木技術者 交通																																						
		7 土木学会認定土木技術者 上級土木技術者コースA 交通																																						
競争参加要件	技術者資格	8 土木学会認定土木技術者 1級土木技術者コースA 交通																																						
		9 土木学会認定土木技術者 上級土木技術者コースB 交通																																						
		10 土木学会認定土木技術者 1級土木技術者コースB 交通																																						
競争参加要件	手持ち業務件数	<p>なお、上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</p> <p>※1「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。</p>																																						
		管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、「契約件数の合計が10件以上」に該当した場合は、競争参加資格なし（非選定）とする。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記の件数を「5件以上」とする。																																						

競争参加要件

審査基準

同種業務実績

予定照査技術者に求める事項

技術者資格

業務実施体制の妥当性

審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。

平成23年4月1日以降に、元請として完了及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。

業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(業務データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている業務において技術者情報に登録されている者。または、同等の契約実績のある者であること。

業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3
道路	道路	基本(予備・概略)設計	
道路	道路	実施(詳細)設計	
道路	道路	施工計画	
道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計	
道路	現道拡幅	実施(詳細)設計	
道路	現道拡幅	施工計画	

次に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者であること。

イ

1 技術士

総合技術監理部門

建設－道路

2 技術士

建設部門

道路

3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1

ロ

4 国土交通省登録技術者資格

道路

計画・調査・設計

5 RCCM

道路

6 土木学会認定土木技術者

特別上級土木技術者

交通

7 土木学会認定土木技術者

上級土木技術者コースA

交通

8 土木学会認定土木技術者

1級土木技術者コースA

交通

9 土木学会認定土木技術者

上級土木技術者コースB

交通

10 土木学会認定土木技術者

1級土木技術者コースB

交通

なお、上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。

※1「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあつて、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。

以下のいずれかに該当する場合には非選定とする。

①再委任の内容が共通仕様書に示す「主たる部分」若しくは「秘密の保持」に係る場合。

②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。

競争参加資格未資格者

施工管理(調査等)業務の受注者

業務名) 令和7年度 秋田自動車道 大仙地区施工管理業務

受注者名) 樹近代設計

その他

業務名)

受注者名)

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【予定管理技術者及び予定照査技術者以外の技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を 配置するための要 件:調達手続き中の 配置は不要)	現場作業 責任者に 求める事項	配置基準	履行期間の開始日(「余裕期間制度」を適用した業務は、受注者が設定した業務の始期)において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。
		技術者の配置	不要
		同種業務実績	－
		技術者資格	－

※予定管理技術者及び予定照査技術者に求める経験・資格は競争参加資格要件等一覧表に記載している。

技術評価項目及び評価基準

評価 タイプ	公募型 プロポーザル	技術者 評価型
-----------	---------------	------------

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式 技術者評価型			技術評価点(満点)		100点												
評価項目			評価基準														
競争参加者の経験及び能力	実績等	競争参加者の同種業務の実績	次の基準で評価する。														
			評価基準		評価点	配点											
			評価点= 配点 (40点) × 係数 a		0 ～ 40 点	40点											
			評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。														
			係数 a の設定は下記のとおり														
<table><tr><td></td><td>同種業務の受渡し令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡し令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡し平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr><tr><td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr><tr><td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr><tr><td>3) 上記に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr></table>			同種業務の受渡し令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡し令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合			同種業務の受渡し平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記に該当しない	0.00
	同種業務の受渡し令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡し令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡し平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合														
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25														
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12														
3) 上記に該当しない	0.00																
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。														
			評価基準		評価点	配点											
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。		30点	30点											
			①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する		15点												
			②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する		非選定												
③上記に該当しない																	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。														
			評価基準		評価点	配点											
			評価点= 配点 (30点) × 係数 a		0 ～ 30 点	30点											
			評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。														
			係数 a の設定は下記のとおり														
<table><tr><td></td><td>同種業務の受渡し令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡し令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡し平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr><tr><td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr><tr><td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr><tr><td>3) 上記に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr></table>			同種業務の受渡し令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡し令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合			同種業務の受渡し平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記に該当しない	0.00
	同種業務の受渡し令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡し令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡し平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合														
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25														
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12														
3) 上記に該当しない	0.00																
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務件数		次の基準で評価する。														
			評価基準		評価点	配点											
			配置予定管理技術者が、以下に該当する場合は非選定とする。 ・管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、契約件数の合計が10件以上 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記の件数を5件以上とする。		①該当しない	適	-										
					②該当する	不適 (非選定)											
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		次の基準で評価する。														
			評価基準		評価点	配点											
			以下のいずれかに該当する場合には非選定とする。 ①再委任の内容が共通仕様書に示す「主たる部分」若しくは「秘密の保持」に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。		①いずれも該当しない	適	-										
					②いずれかに該当する	不適 (非選定)											
技術提案書の提出者を選定する方法			技術提案書の選定方法は次のとおりとする。 ①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明者の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。 ②技術提案書の提出者として3者を選定する。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が3者を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が3者に満たない場合にはこの限りではない。 ③入札手続き中の辞退等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。														

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式 技術者評価型			技術評価点(満点)		100点														
評価項目			評価基準																
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																
			評価基準		評価点	配点													
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項「技術者資格」のイに該当する	10点	10点													
				②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項「技術者資格」のロに該当する	5点														
③上記に該当しない	非特定																		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。																
			評価基準		評価点	配点													
			$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (10点)}}{a} \times \text{係数}$ <p>評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>係数 a の設定は下記のとおり</p>		0 ～ 10 点	10点													
			<table><tr><th></th><th>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</th><th>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</th><th>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</th></tr><tr><td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr><tr><td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr><tr><td>3) 上記に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr></table>					同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記に該当しない
	同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合																
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																
3) 上記に該当しない	0.00																		
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																
			評価基準		評価点	配点													
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定照査技術者に求める事項「技術者資格」のイに該当する	10点	10点													
				②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定照査技術者に求める事項「技術者資格」のロに該当する	5点														
③上記に該当しない	非特定																		
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。																
			評価基準		評価点	配点													
			$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (10点)}}{a} \times \text{係数}$ <p>評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>係数 a の設定は下記のとおり</p>		0 ～ 10 点	10点													
			<table><tr><th></th><th>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</th><th>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</th><th>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</th></tr><tr><td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr><tr><td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr><tr><td>3) 上記に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr></table>					同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記に該当しない
	同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合																
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																
3) 上記に該当しない	0.00																		

実施方針・実施フロー・工程表・その他	次の基準で評価する。	
	評価基準	
	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。
	評価方法は次の通りとする。 ①技術提案書様式2－1～2－3に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。 ②評価基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。 ③各評価者の評価の平均点を評価点とする(小数第4位以下切り捨て)。 なお、業務の目的等の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。	
参考業務規模	次の基準で評価する。	
	評価基準	
	・提示した参考業務規模と大きくかい離れた見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	
	参考業務規模(税込)	116百万円
	なお、契約制限価格の参考とするため、特定者には、再度見積りを依頼する場合がある。	
技術提案書に関するヒアリング	(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。 ・業務実施体制 ・業務の取組み姿勢(業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他) ・照査体制 ・参考見積の内容 (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。	